

議会議案第8号

議会基本条例の制定に関する調査特別委員会の設置について

議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定める議会基本条例について、議会として特別委員会を設置し、その制定に向けた調査研究をこれに付託したい。

よって、ここに議案として提出する。

平成25年10月3日提出

提出者	鎌倉市議会議員	久坂	くにえ
賛成者	同	上納	所輝次
	同	上河	村琢磨
	同	上保	坂令子
	同	上岡	田和則
	同	上前	川綾子
	同	上小野	田康成
	同	上高	橋浩司
	同	上赤	松正博
	同	上中	澤克之

記

1 名 称 議会基本条例の制定に関する調査特別委員会

2 付 議 事 件 議会基本条例の制定に関する調査研究

3 委員の定数 10名

4 その他

(1) 本特別委員会は、地方自治法第109条第1項及び鎌倉市議会委員会条例第3条の規定により設置する。

(2) この特別委員会は、調査のため必要があるときは、議長を通じて資料の提出を求めることができる。

(3) 本特別委員会の設置期間は、その目的を達するまでとし、閉会中も審査することができる。